第35回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成22年3月26日(金) 13:30~ 場所 KKRホテル札幌 2階孔雀

- 1 開 会
- 2 議事
 - (1) 第4回提案に係る国の対応等について
 - (2) 道民提案 (新規分) の第1次整理の確認について
 - (3) 分野別審議について

参考人意見聴取等

- (4) 次回(第36回)委員会について
- (5) その他
- 3 閉 会

【配付資料】

資料1 道州制特区提案の状況

資料 2 衆議院総務委員会(平成 22 年 2 月 19 日)議事録(抄)

資料3-1 道民提案 (新規分) の第1次整理の状況

資料3-2 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表

資料 4 第 5 回答申に向けた道民提案等の一覧表

資料 5 NPO の現状と課題

資料 6 分野別審議資料

第35回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委 員】

	氏	名		現職	備	考
五十	- 嵐	智嘉	吾子	(社)北海道総合研究調査会常務理事	副	会 長
井	上	久	志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会	.5
河	西	邦	人	札幌学院大学経営学部経営学科教授		
竹	H	恒	規	北星学園大学経済学部講師		
南部	コンクィ	7) し	ず子	光塩学園理事長	欠	席)
宮	H	昌	利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役		
湯	浅	優	子	農業・ファームイン経営		

(50 音順)

【参考人】

	氏		名		現		職	
北	村	美	惠	子	北海道NPOサポートセンタ-	-理事		

【事務局】

	氏	名		役	職
Щ	本	広	海	北海道総合政策部地域主権局長	
出	囲丁	祐	_	北海道総合政策部地域主権局次長	
本	間	研		北海道総合政策部地域主権局参事	
渡	辺	明	彦	北海道総合政策部地域主権局参事	

道州制特区提案の状況

出先の知事への変更

第1回提案(H19.12.19提案 H20.3.21閣議決定)

国の対応状況等

国への

提案時期等

料

1

H19/10/3 第1回答申

> H19/12/12 道議会議決

H19/12/19 国へ正式提案

H20/2/14 [国]参与会議

H20/3/21 [国] 推進本部 基本方針変更の 閣議決定

H19/12/18

第2回答申

H20/3/26

道議会議決

H20/3/31

国へ正式提案

H21/3/27 [国] 推進本部

基本方針変更の 閣議決定

20年度省令改正により届出廃止

19年12月の政令改正により全国で実現済

労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大

札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届

地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大

食の 安全•安心

境

環

観

域

療

地

医

JAS法に基づく監督権限の移譲

くらしの 安全 安心

水道法に基づく監督権限の移譲

第2回提案(H20.3.31提案) H21.3.27閣議決定)

国土利用の規制権限等の移譲

人工林資源の一体的な管理体制の構築

森林関係審議会の統合

廃棄物処理法に基づく権限の移譲

特定免税店制度の創設

国際観光振興業務特別地区の設定

光 企業立地促進法に基づく権限の移譲

外国人人材受入れの促進

地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大

町内会事業法人制度の創設

法定受託事務の自治事務化

北海道のニーズを見極めつつ継続検討

20年度政令改正により21年度移譲 財源については交付金として73万円を措置

21年度政令改正により全国で実現

分権改革の検討状況を踏まえて検討。農地転 用許可は新農地法施行後5年を目処に検討

現行制度で対応可能な範囲を明示し通知

現行制度で対応可能であることを通知

モデル事業の実施及び省令改正により対応

別の手法による実現について別途検討

別の手法による実現について別途検討

道州制の税財政等のあり方を踏まえ検討

道と定期的な意見交換を実施

道の試験実施状況を踏まえ継続検討

現行で対応可能な範囲を明確化し通知

関連の提案と一体的に検討

H22.3月 第3回提案 (H20.10.8提案 H21.3.27閣議決定, ·部変更)

地方自治

地方自治

維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止

道道管理権限の町村への移譲

地域再生

福祉運送サービスに係る規制緩和

コミュニティハウスの制度創設

指定都市等の要件設定権限の移譲

維持管理にかかる負担金制度を廃止

分権改革推進要綱に基づき検討し全国措置

運用変更により全国展開

通知により推進。実施状況を踏まえ社会福祉法 の見直しの中で制度化を検討

現行制度で対応可能な範囲を明示し通知

H20/7/18 第3回答申

H20/10/3 道議会議決

H20/10/8 国へ正式提案

H21/3/27 [国] 推進本部 基本方針変更の 閣議決定

第4回提案(H21.7.16提案 H22.3月閣議決定予定)

地方自治

「条例による法令の上書き権」の創設

国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示

地域再生

郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大

過疎地域等における病院と診療所の連携に係る特例措置

健康づくり

健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設

地方分権改革推進計画に基づき条例制定 権を拡大

現行制度で対応可能である旨を通知

現行制度で対応可能な範囲を明確化し通知

基本的には対応困難。現行制度で一部対 応可能である旨通知

健康食品の表示に関する検討等を踏まえ 継続検討

H21/4/10 第4回答申

H21/7/3 道議会議決

H21/7/16 国へ正式提案

産業

資料1 (追加)

北海道からの道州制特区提案に係る対応について【総括表】 (Oは道州制特別区域基本方針の変更を行うもの) (△は検討を継続するもの)

平成21年7月16日提出) (47年)

账	第4次依条 十及21年1万10日依日1			.
<u>8</u>	提案項目	主な関係省庁	全	
<u>–</u>	「条例による法令の上書き権」の創設	総務省	地方分権改革推進計画に基づき条例制定権を拡大	
(2)	国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示	内閣官房	現行制度で対応可能である旨を通知	<u> </u>
(9)	郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大	総務省	現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知	
4) 過疎地域等における病院と診療所の連携に係る特例措置	厚生労働省	基本的には対応困難であるが、現行制度で一部対応可能である旨通知	1
25	健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設	消費者庁	健康食品の表示に関する検討等を踏まえ継続検討	

(第3次提案 平成20年10月8日提出)

0 N	提案項目	主な関係省庁	
(2)	維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止	国土交通省	維持管理に係る負担金制度を全国的に廃止

北海道からの道州制特区提案に係る対応について

(第4次提案 平成21年7月16日提出)

•				
LZ	NO 提案項目·内容	主な関係省庁	俭衣	邻
,	「条例による法令の上書き権」 の創設	総務省	地方分権改革推進計画に 東京主を向割の特を指す	・地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)に基づき、義務付け・枠付けの見直し及び条例制定券の仕上下に1名を、2000年報を発送
	(内容) 地域において、地域の特性に応じた施策展開 ができるようにするため、地方公共団体の事務に 関する法令上の基準などについては、原則として 条例で書き換えることができること(上書き権)の 根拠規定を地方自治法の中に創設する。		掛しの米宮町に備と描く	備しな人によりがなる。大学・グラートの一周のは同じる。
	- 国の出先機関等に係る 予算・人員等の情報開示		- 157	· _
A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	2 (内容) 道州制特区推進法に基づく権限移譲の提案に ついて、北海道(特定広域団体)が事前に国の出 先機関等の予算や人員体制等について把握した 上で権限移譲を求めることができるよう、国が北 海道からの求めに応じ、財源や人員等の内容に ついて情報を開示しなければならないこととする。	内閣自	現行制度に対応可能である目を通知である目を通知	・ 垣州 町特区 毎座 汝弟 20米を 70 用し、必要 4. 貞科 0. 掟供等を求めることが可能である旨を通知

北海道からの道州制特区提案に係る対応について

		,		
<u>8</u>	提案項目·内容	主な関係省庁		多。
€7 <u>.</u>	郵便局の活用が可能な 地方公共団体事務の拡大 (内容) 住民サービスの向上や行政の効率化に向け て、市町村が地域の郵便局を効果的に活用でき るようにするため、現在、法律で定められている 郵便局で取り扱うことができる地方公共団体の事 務を、地域の状況に応じて、条例で増やすことが できるようにする。	総務省	現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知	・地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)により、地方公共団体は指定した郵便局において、6つの証明書の交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しの事務を取り扱わせることができる。また、個別法に基づくものではなく地方公共団体が独自に交付している証明書については、各地方公共団体の判断により交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しの事務を郵便局において財り扱わせることができる。 ・上記の旨を、文書により通知する。 ・なお、政府においては、「郵政改革の基本方針」(平成21年10月20日閣議決定)に基づき、郵便局ネットワークを地域のワンストップ行政の拠点として活用することとしている。
	過疎地域等における病院と 診療所の連携に係る特例措置 病院のベッドの一部を地域の診療所に開放し、 診療所の医師と病院の医師が連携し、共同で患 もの診療等を行う「開放病床」が過疎地域等にお いて促進されるよう、開放病床を設置している病 院における医療法に基づき配置すべき医師の標 準数の算定式に、特例措置を講じる。	厚生労働省	基本的には対応困難である が、現行制度で一部対応可 能である旨通知	・人員配置基準は、提供される医療サービスの質に直 結し、国民の生命に重大な影響を及ぼすものであるた め全国統一の基準を定める必要がある。 ・なお、過疎地域等において医師の確保が著しく困難で あると認められる病院における人員配置基準を緩和す ることについては、医療法施行規則第50条の規定により 対応することが可能である旨を、文書により通知する。

北海道からの道州制特区提案に係る対応について

		十六間及坐庁	拉市	&
2	龙梁墁田 - 公谷	二十の天成日に	Z) [X	
, ro	健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設表示という、その健康に好影響を与える、いわゆる健康食品について、その情報を表示できるのは、現在、消費者庁長官が許可する「特定保健用食品」制度しかないことから、道内が主産地である農水産物を原料とする健康商品に関し、その情報を北海道独自の表示基準に基づき、北海道知事の許可により表示することができるようにする。	消費者下	健康食品の表示に関する検討等を踏まえ継続検討	・消費者庁内の「健康食品の表示に関する検討会」において、健康増進法に基づく特定保健用食品等の表示制度を含め、いわゆる健康食品に関する表示の課題に関する論点の整理を行った上で、消費者委員会へ報告、引き続き議論される予定であり、その検討結果を踏まえて継続検討する。 ・北海道における審査等の体制整備の状況等も勘案し継続検討する。

(第3次提案 平成20年10月8日提出)

1 日本項目・内容 1 日本関係省庁 対 応 内 容 1 日本					
維持管理費に係る 国直轄事業負担金制度の廃止 国直轄事業負担金制度の廃止	g	提案項目•內容	主な関係省庁		
	~	維持管理費に係る 国直轄事業負担金制度の廃止 (内容) 国と地方公共団体の役割分担の明確化のため、国道、一級河川、都市公園の国直轄事業について、その維持管理費を道に一部負担させることをは、オス	11	を	・第174回通常国会に、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止する法案を提出したところ。 ・ただし、経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業に要する費用については、その対象を明確にした上で、地方から負担金を徴収する(平成23年度には維持管理費負担金を全廃する)。
		C 2351-7 '9'			

道州制特区の推進に関する意見書

○ 法令による義務付け・枠付け等の見直しの推進と条例制定権の拡大

地域主権型社会の下では、地域が制度の企画立案権限も含めた立法面での権限 移譲を国から受け、地域自らの発想で地域の特性に応じた施策を条例に基づいて 展開することが期待されることから、北海道は、第4回提案において、地方公共 団体の事務に関して国の法令による義務付け・枠づけ等の規定を条例で書き換え ることができる「条例による法令の上書き権の創設」を提案したところでありま す。

国の義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会においても、その 規定の廃止や条例による補正(上書き)などの見直しを行うべく勧告を行ってお り、それを受けて政府は、昨年12月に121条項の見直しに関する地方分権改 革推進計画を策定し、さらに今後も見直しを行っていくものと承知しております。

「地域のことは地域で決める」という地域主権型社会において、地域がその実情に応じ、自らの責任において行政を展開できるようにするためには、国から地方への事務事業の移譲だけにとどまらず、法制的な観点からの地域主権、すなわち自治立法権の確立が不可欠であり、政府におかれましては、国による義務付け・枠付けの見直しを積極的に行い、地方自治体の条例制定権の拡大に努めるべきと考えます。

以上、意見を提出します。

平成22年2月26日

道州制特別区域推進本部長 鳩山 由紀夫 様

道州制特別区域推進本部参与会議 参与 岡山県知事 石井 正弘 参与 北海道知事 高橋 はるみ



衆議院総務委員会(平成22年2月19日) 議事録(抄)

○稲津委員

道州制特区推進に関して、この法律を今後どう取り扱おうというふうに現 時点では考えられているのか。

北海道から第五回目の提案が新しい年度になって出てくるということを前提にしてお聞きしたいんですけれども、この提案をまさに今後もしっかり受けていくべきだ、このように考えますけれども、大臣の現時点での見解をお伺いします。

○原口国務大臣

まさに委員がお話しのように、私たちは地域主権型の道州制を射程に置いて考えておるわけでございまして、将来の地域主権型道州制の導入の検討に資するため、特定広域団体からの提案を受けて、国からこの場合は北海道ですけれども、北海道に移譲する事務事業を追加していく、こういう基本的なスタンスを考えています。

道民提案(新規分)の第1次整理の状況

1 道州制特区提案として検討すべきもの(15本)

市 公署				実現するために
1	細分類	NO	概要	2019 0/00/0
〈小分類〉	1			考えられる手法
その他 〈その他〉	携帯型心電計 使用に関する 使用制限緩和	269	ヘルパー等が在宅患者に対して携帯型 心電図を使用できるようにするのとあわせ、保健福祉事務所・保健センターと医療機関、住民を通信ネットワークで結ぶ システムの導入を促す。	社会福祉士及び介 護福祉士法の改正、 又は心電図検査につ いて医行為に当たら ない旨の通知が国よ り発出されること。
土地利用一般 〈地方裁量範囲 の拡大〉	農用地の活用	270	土地の有効活用を促進するため市町村 にもっと権限移譲を促進する。	農地法、農振法の 改正
その他 〈企業誘致等〉	企業立地促進 法に係る地方 交付税制度の 拡充	271	企業立地促進法による企業立地について、(総務省令による対象業種以外でも) 道内各地域の基本計画における集積業種 を対象に固定資産税等を減免しても、普 通交付税による補てんを受けることがで きるようにする。	企業立地促進法の 改正
観光振興 〈観光客誘致〉	地域観光の振興	272	地域側独自にツアーを組み、募集し、 集金が合法的にできるようにする。宿に よるツアー募集の合法化、ガイドのツア ー募集(旅程のあるもの)、レンタカーの マイクロバスによる運送を行えるように する。	旅行業法の改正 道路運送法の改正
地方自治の強化 〈役割分担の明 確 化〉	道路・河川に 係る権限移譲	273	道路・河川の管理に関する権限を地域 の市町村に一元化する。	道路法、河川法の 改正
地方自治の強化 〈自治体財政・ 会計の改善〉	地方自治法施 行令第158 条における「寄 付金」取扱い の特例	274	ふるさと納税についてコンビニエンスストアにおける収納をできるようにするため、地方自治法施行令第158条に掲げる普通地方公共団体の歳入に寄付金を追加する。	地方自治法施行令 の改正
〈市民活動・ボ	動法人制度の	275	北海道独自の法人組織の制定。例えば 「北海道特定活動法人」などの認可を与 え、税制、資金確保で優遇する。	民法の改正 一般社団及び一般 対しに対している法人に対している法人に対している。 一団法公益財団法人の認 は、公益財団は、公益財団を対している。 では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
	そく 土くの そく 観観 地く確化 地く会 地(ラーカー) 他ののそく 土地拡大の業 振光 自割 自治の 自民テーカー) カーカーン カーカーン	A	MO MO MO MO MO MO MO MO	その他 〈その他〉 携帯型心電計 できるようにするからできるようにするから 使用制限緩和 という を使用制限緩和 という できるようにするのととないでは、保健権というできるようにするのととないでは、保健権というできるようにするのとのでは、保健を対して、保健を対して、保健を対して、保健を対して、保健を対して、保健を対して、保健を対して、保健を対して、保健を対して、保健を対して、保健を対して、保護を促進する。のが大人との違いを促進する。のが大人との強いを促進する。のが大人との他、全業立地促進、よる企業立り地にもつと権限移譲を促進する。のが大人をの他、全業立地促進、よる企業立り地にもつと権限移譲を促進する。のが大力を拡充の基準である。というでは、保証を対して、自然を対して、自然を受けることがでいる。というでは、保証を受けることがでは、保証を受けることがでいる。というでは、保証を受けることができるようにする。を表の当時では、表のでは、表のでは、表にできるようにできるようにできると、またのでは、表にできると、表にできると、表に、のでは、表に、のでは、表に、のでは、表に、のでは、表に、できるの、というのでは、表に、のでは、表に、のでは、表に、のでは、表に、のでは、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、

大分類	中分類 〈小分類〉	細分類	NO	概要	実現するために 考えられる手法
H 地域 振興	地方自治の強化 〈市民活動・ボ ランティア活動 の活性化〉	人制度の認定	276	認定NPO法人制度の認定要件の厳しさが制度の推進を妨げている。認定NPO法人制度の認定要件を緩和し、認定書類の煩雑さを改善する。	改正及び施行令の改
		N P O バンク 支援	277	貸金業法における規制のため、NPOバンクの設立、運営が困難になっている。貸金業に関して、指定信用情報機関制度においてNPOバンクを適用除外とする。	貸金業法の一部改 正
	地域活性化 〈道民に対す る優遇措置〉	法人税率と贈 与税率の特例	278	企業誘致のための法人税率の減免、高 齢者の移住促進のための贈与税率の減免 を行う。	
	地域活性化 〈その他〉	ゴールデンウ ィーク特 区	279	北海道をゴールデンウィーク特区として、大型連休を6月に設定する。	国民の祝日に関す る法律の特例
		国からの権限 ・事務移譲な ど	280	総合振興局支部を設置し、国の事務(自動車登録・車検、法務局など)を北海道に移譲し、総合振興局支部で取り扱えるようにする。	国の権限・事務の 道への移譲
		ポストバス	281	スイスなどのポストバスのように、自 動車輸送の貨客混載を認め、過疎地域の 足を確保する。	道路運送法、郵便 物運送委託法の改正
		国庫補助を受けた公共施設 の転用に係る 例外	282	国庫補助を受けた公共施設の他用途への転用について、少子高齢化等、開設当時に予想できなかった情勢の変化等があるので、補助金返還に係る適用除外措置をもうける。	補助金等適正化法 及び施行令を改正
J 福祉	〈福祉〉	地域通貨を利 用した社会福 祉に係る給付	283	単年度で失効する地域通貨により社会 福祉における給付を行う。	通貨の単位及び貨 幣の発行等に関する 法律の改正
					生活保護法の改正

2 特区提案によらなくても対応可能なもの(23本)

大分 類	中分類	細分類	NO	概要	理由
D	〈小分類〉				
経済 振興	観光振興 〈観光客誘致〉	交通案内標識 の多言語化	284	外国人観光客のため、交通案内標識を 中国語、ハングル、英語の併記とする。	現行施策の推進で 対応可能
		大麻の活用促 進	285	大麻取締法を緩和し北海道で麻産業をおこす。	大麻の違法な栽培 や不正採取など事犯 の増加を助長する恐 れがある。
	その他 〈物流・人材移 動の活性化〉	国際空港路の 開設	286	国際航路の新規開設増と海外からの貨物・観光客の大幅増を図るため、国際航空路の開設の主体を道に移管する。	国の専掌事項 (二か国間の協議必 要)
環境全	環境保全 〈自然環境保全〉	漁業権の特例	287	川釣りについてルールに基づいた釣りとなるよう、取締の権限を市町村に与える。料金徴収もできるようにする。	現行法令で対応可能(漁組設立→漁業権の免許を知事から取得→遊漁規則を定め知事の認可→規制や料金徴収可能)
		有害獣の駆除 促進	288	国有林、道有林、私有林の別なく駆除 の許可を出せるようにする。	現行法令で対応可 能(都道府県は、国 ・私有林の区別なく 駆除を許可)
		銃刀法の特例	289	有害鳥獣駆除に係る人員確保のため、 一定の条件を満たした者に対してライフ ル所持の許可期限(猟銃を継続して10 年以上所持)を短縮可能とする。	現行法令で対応可 能(通常の期間を短 縮する特例措置あ り)
H 地域 振興	地方自治の強化 〈基礎自治体の 強化〉	市町村コンシ ェルジェ	290	市町村の実現したい政策について、道が専任のコンシェルジェを設置し、部横断的に調査、調整、折衝を行う。市町村と道の間の意思疎通が円滑となり、市町村の意向に沿った合併が進む。	
	地方自治の強化〈その他〉	補助金事務処 理の共同化	291	補助金事務処理センターを設置し、道、 市町村の補助金事務のうち、交付の決定 など政策判断に係る部分以外の業務を一 元化することで事務の効率化を行う。	現行法令で対応可 能(支障となる法令 はない)
	離島振興 〈特有の負担 解消〉	離島における 救急搬送に係 る特例措置	292	離島における迅速な救急搬送が可能と なる特例措置を講じる。	現行施策の推進で 対応可能(既に対応 済み)
	地域活性化 〈独自基準の 設定〉	食品衛生法の 一部緩和	293	福祉に係るイベント時などにおいて食品衛生法の弾力的な運用を行う。	現行施策の推進で 対応可能(営業許可 は条例で定める事 項)
		歴史的建造物 保護のための 建築基準設定	302	歴史的景観や歴史的建造物を保存・再 生するため、建築基準法について北海道 独自の基準とする。	現行法令で対応可 能(建築基準法の適 用を除外する規定あ り)

大分 類	中分類	細分類	NO	概要	理由
H地振 Jugu	地域活性化 〈施設の整備 ・活用〉	交差点の拡幅	303	交差点を拡幅し、渋滞を減少させる。	現行施策の推進で 対応可能
		アイスバーン 体験ゾーンの 設置	304	冬を体験したことのない外国人観光客のため、国道に併設した観光用道路として、冬期間つるつる路面のアイスバーン体験ゾーンを設置する。	現行施策の推進で 対応可能
		国道の制限速 度の見直し	305	絶景が楽しめる国道において、一律で はなく、メリハリの効いた制限速度とす る。	現行法令で対応可 能(都道府県公安委 員会の権限)
	地域活性化くその他〉	国有財産の有 効活用	294	国が利用する意図のない国有財産は地 域に帰属させる。	現行施策の推進で 対応可能
		老朽家屋の解 体促進	295	都市計画の逆線引きなどを行い老朽家 屋の解体を促進する。	「逆線引き」を行った場合、逆に老朽 家屋の放置状態を促 す恐れあり。
		地域FMの特 例	296	電波法を北海道の地域性に合わせ、北 海道電波特区を制定する。	国の専掌事項 (混信等を防ぐため、 国外や他地域との調 整が必要)
	地域活性化〈その他〉	多様な働き方 を可能とする 公務員人事制 度	297	地方公務員について育児、介護のため 勤務の調整が必要な職員のみならず、生 活を豊かにするための短時間勤務を選択 できるようにする。	現行法令で対応可 能(道条例により勤 務時間等を定めてい る)
		パチンコ店の 規制強化	298	パチンコ店への出店規制の強化を行い、 廃止を含めた権限を知事に与える。	現行法令で対応可能(北海道公安委員会が営業を許可。道条例で地域や営業時間を規制)
		北海道版「定 住自立圏構想」 の創設	299	北海道版「定住自立権構想」を創設し、 中心市要件の緩和、北海道特例の包括的 財政支援措置を行う。	現行施策の推進で 対応可能
		過疎地有償運 送の促進	300	過疎地有償運送の協議会の中に過疎地 域の現状を把握している受益者を委員と して入れる。	現行法令で対応可 能(受益者である住 民・旅客を委員とす ることは可能)
		鉱業権に係る 業務の義務づけ	301	鉱業権を持つ者が業務を行わない時は、 業務を行うよう義務づける。	現行法令で対応可 能 (鉱業権者は6ヶ 月以内に事業に着手 する義務あり)
教育学校	教育・学校 〈教育・学校 〉	国公立大学の 入学金、授業 料のな海道独	306	国公立大学の入学金、授業料について、 北海道が独自に策定する。	大学設置者の専掌事項
		自の策定			授業料は専ら各大 学の経営問題